

# 第1回の主なご意見について

## 1. 指定制度の在り方について

- 各種法人に対する指定業務のうち、プロポーザル方式が妥当なものもあるが、福祉関係国家資格については、受験資格の審査や問題作成、試験の実施等で秘密保持や危機管理等に関するノウハウが必要なことから、指定制度として実施すべきではないか。試験センターには、それらのノウハウが蓄積されており、このセンターを指定法人とすることが適当ではないか。
- 指定制度を存続するとしても、例えば積立金など、目の届かない恐れもあることから、情報開示や事業検証が必要ではないか。

## 2. 業務の確実かつ効率的な実施について

- 手数料をいったん大きく引き下げた後、引き上げることは公平の問題もあり、期間の延長を検討するなどして、急激なアップダウンを緩和すべきではないか。
- 手数料や積立金の水準の検討に当たっては、今後の受験者・登録者の見込・動向を十分に勘案すべきではないか。また、試験日の直前や試験期間中に災害が起きた際などへの危機管理対応のため、例えばブロック単位の試験実施経費程度の積立金は必要ではないか。

- 受験者の立場からは、急激な手数料のアップダウンは納得できないと思う。コストに応じた手数料ということが必要ではないか。
- 試験の手引や受験票の印刷や発送については、民間のノウハウはかなり発達しており、スケールメリットを活かした外注による経費削減が可能なのではないか。
- 受験者へのサービスは高めつつ、どのように受験料とバランスを取っていくかというような見直しが必要ではないか。

### 3. 受験者、登録者の利便性の向上について

- 3福祉士の国家試験について、併願ができるように異なる日程で試験を実施すべきではないか。
- 介護福祉士の国家試験については、前泊で大変という声をよく聞く。試験地の更なる拡大を検討すべきではないか。
- 登録事業にかかる積立金を活用して、今後実施される、たんの吸引の変更登録や婚姻に伴う氏名の変更登録について、当面変更登録手数料を無料化してはどうか。
- 登録者現況調査、就労状況調査は社会的意義があるので、登録事業に位置付けるべきではないか。
- 登録手数料がネックとなって、登録控えがあるのであれば問題ではないか。
- 例えば社会福祉士は合格率が低く、再受験に向けた得点开示へのニーズは高いと考えられるから、申請に基づくものではなく全員に実施すべきではないか。